

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（239））
2. 日時：平成29年7月27日 13時30分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階共用会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、大塚安全審査官、田尻安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、穂藤保安規定係長、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：川里開発計画室長代理 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」について、提出された資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 建物・構築物の地震応答解析における入力地震動に関して、その策定に用いる地質断面図及び浅部地盤の地下構造についての資料を整理して提示すること。
- 「旧耐震設計審査指針における基準地震動S1」について、本件では何を意味するのかがわかるように明示すること。
- 上位クラス施設と下位クラス施設との接続部における相互影響に関して、下位クラスのプロセス変化やジェット力により、上位クラスの機能が影響を受けることがないような設計をしていることがわかるように記載すること。
- 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界に関して、「破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界」を具体的に説明すること。
- 波及的影響を及ぼすおそれのある建屋外施設の評価に関して、杭基礎の耐震性能などを踏まえ、地盤の不等沈下による影響についての評価結果を整理して提示すること。
- 建屋外上位クラス配置図については上位クラスに隣接する構造物を詳細に記

載すること。

- 上位クラス施設への波及的影響の調査に用いる記録シート中の調査項目のうち、離隔調査については、下位クラス施設との距離だけではなく、転倒・落下の考慮を含めた調査内容とすること。
- 上位クラス施設への波及的影響の調査について、調査不可となる場合の対応を整理して提示すること。
- 上位クラス施設の貯留堰に波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の護岸等の評価結果について整理して提示すること
- 原子炉建屋屋根トラスに関して、原子炉建屋オペレーションフロア上部の二次格納施設としての機能を確認した上で、施設の耐震重要度分類等に応じたクライテリアを設定し、屋根トラスの許容限界の考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針、耐震設計方針等の説明スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止